

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和2年5月12日

-232号-

消費生活**トラブル**情報「解約保証」の**はずが**...

相談事例

定期購入**トラブル**に注意！

インターネット通販で、「初回300円、○日間解約保証」と表示されたサプリメントを注文した。効果を感じられなかったため、解約保証期間内に解約を申し出ると...

「4ヶ月以上の定期購入が条件。解約には4ヶ月後に連絡が必要」と言われた。

「○日間解約保証の**はずだ**」と言うと、「その場合は**通常価格15,000円の支払いが必要**」との回答だった。

そのような規約はページのかなり下部まで見ないと分からなかった...

アドバイス



よく見ると下に小さく書いてある...



●定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合はその内容を確認しましょう！

⇒ 目立つように表示された「初回300円」や「初回実質0円(送料のみ)」といった価格だけを見て商品を購入しないようにしましょう。

●解約・返品可否や条件を**しっかり**確認しましょう！

⇒ 解約に当たって、「次回発送日の○日前までに申し出が必要」という期間の制限や、通常価格を支払う必要があるなど、条件が定められていることがあります。

●困ったときは、早めに消費生活センターに相談しましょう



○参照先：国民生活センターHP <http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen359.pdf>

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

新型コロナウイルス給付金

注意

を装った詐欺に注意

行政・公的機関、金融機関の職員が



- ・電話で個人情報・口座情報を聞くこと
- ・訪問して通帳やキャッシュカードを預かること
- ・受給にあたり、手数料の振込を求めること

- ・個人情報
- ・暗証番号
- ・マイナンバー

教えない！

- ・通帳
- ・キャッシュカード

渡さない！

絶対にありません！！！！

「行政から委託された」と言う業者などからの訪問や電話、メールには反応せず、**個人情報などは教えない**ようにしましょう。

少しでもおかしいと感じた場合や、トラブルに遭った場合は、早めにお近くの消費生活センター等に御相談ください。

参照先：国民生活センターHP <http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen363.pdf>

お知らせ

国民生活センターに新型コロナウイルス給付金 関連消費者ホットラインが開設されました！

フリーダイヤル(通話料無料)

い や や

0120-213-188



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

開設時間

10:00~16:00
※土日祝日を含む。

【相談事例】

- 手続きができると思いアクセスしたサイトに、マイナンバーカードの情報を教えてしまった
- 高齢の母が、訪問してきた誰かに通帳やマイナンバーカードを渡してしまった

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

郵便番号が分かる

1 →

○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ